

特集 I 新CFC税制 米国子会社に対する実務対応

新CFC税制における米国子会社に対する ペーパーカンパニーの除外規定の適用および 適用対象金額の計算方法の実務対応 (1)

PwC税理士法人
公認会計士・税理士 山岸 哲也

1 背景

2017年12月に実現した米国税制改正で連邦税率が35%から21%へ引き下げられた。その結果、2017年度税制改正で本邦外国子会社合算税制（以下、「本邦CFC税制」）に導入されたペーパーカンパニーの規定が米国にも適用される状況になったことはご案内のとおりである。倒産リスクの隔離や他社との共同事業等のために持株会社を活用して米国事業を営んでいる日系企業は多い。2017年度税制改正で新設されたペーパーカンパニー規定が米国子会社に適用されることになると、思わぬ合算課税が生じるのではないか、また、本邦CFC税制上の対応に膨大な事務負担が生じてしまうのではないかという懸念が従前よりあったところである。また、米国の場合には、連結納税が一般的に活用されている状況であるとともに、日本ではあまりなじみのないいわゆるバススルーフ課税を受けるバススルーフ事業体も通常の事業の中で多く活用されている。こうしたなかで、連結納税グループを構成する連結法人や米国税制上バススルーフ事業体として扱われるLLCについて、本邦CFC税制上の租税負担割合あるいは適用対象金額をどのように計算するのか法令上も実務上も不明確であると問題提起がなされていた状況であった。

これらの課題を踏まえて、2019年度税制改正

においては、一定の要件を満たす持株会社等をペーパーカンパニーから除外できる除外特例規定が設けられるとともに、外国関係会社に企業集団等所得課税規定が適用されている場合、すなわち連結法人やバススルーフ事業体およびバススルーフ事業体の持分を有する法人に係る租税負担割合および適用対象金額の計算方法が法令上明確化された。そして、その法令を踏まえて、2019年5月31日に2019年度税制改正による本邦CFC税制に係る改正通達（租税特別措置法関係通達）が発遣された。また、通達等の発遣を受けて、2019年6月20日付で「平成29年度及び平成30年度改正 外国子会社合算税制に関するQ&A」が改訂されるとともに（以下、「改訂Q&A」）、同年7月1日付で「連結納税規定等が適用される外国関係会社の適用対象金額等の計算方法等の改正に関するQ&A」（以下、「計算Q&A」）が公表されている。

本稿では、日系企業の米国子会社を想定し、本邦CFC税制上のペーパーカンパニー規定およびその除外特例規定を適用する場合の留意点を説明するとともに、通達および計算Q&Aで示された連結法人およびバススルーフ事業体の租税負担割合および適用対象金額の計算方法を適用するにあたっての留意点を説明したい。

なお、本稿は筆者の個人的な見解を述べるものであり、筆者が所属する団体の意見ではないことをあらかじめ申し添える。

特集 I 新CFC税制 米国子会社に対する実務対応

2 ペーパーカンパニーの除外特例

2.1 制度概要

本邦CFC税制上、いわゆる実体基準（その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有しているかどうか）および管理支配基準（その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうか）のいずれも充足できない外国関係会社は特定外国関係会社（ペーパーカンパニー）に該当するものとして、その租税負担割合が30%以上である場合を除き、会社単位の合算課税の対象とされている（措法66の6②二イ(1)(2)、66の6⑤一）。これは事業に必要な固定施設がなく、かつ、事業の管理支配等を自ら行っていない外国関係会社は特に租税回避リスクが高いものと考えられているがゆえである。しかしながら、上述のとおり、米国における事業の実態を鑑みるに倒産隔離等の事業上の理由から人も設備も有しない持株会社を活用することは一般的に行われていることであり、必ずしも租税回避リスクが高いとみなすのは適当でないと考えられることから、収益の大半が子会社配当や本店所在地国における不動産や資源開発プロジェクトを源泉とするものであれば、一定の要件を満たす限り、租税回避リスクは限定的であるものとしてペーパーカンパニーに該当しないこととされた。

具体的には、2019年度税制改正における本邦CFC税制の改正では、租税回避リスクが限定的であると考えられる次の3つの類型に該当する外国関係会社は特定外国関係会社（ペーパーカンパニー）の範囲から除外されることとされた（措法66の6②二イ(3)～(5)）。

[1] 持株会社である一定の外国関係会社（外国子会社又は特定子会社の株式等の保有を主

- たる事業とする等の一定の外国関係会社）
- [2] 特定不動産の保有に係る一定の外国関係会社
- [3] 資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社（石油等の天然資源の探鉱等又は社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている等の一定の外国関係会社）

これら法令の規定を踏まえて、改正通達では、特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社が特定外国関係会社から除外されるための要件（措令39の14の3）のうち、被管理支配要件について、管理支配会社による事業の管理、支配等の判定（措通66の6-9の2）、及び管理支配会社の行う事業の遂行上欠くことのできない機能の意義（措通66の6-9の3）が明らかにされている。そして、改訂Q&Aにおいて、具体的にどのような機能が事業の遂行上欠くことのできない機能に該当するかが例示されるとともに（Q8の4）、事業全体の事業計画を作成している場合の被管理支配要件の充足性についても明らかにされている（Q8の5）。

2.2 持株会社に係る除外特例

持株会社の除外特例は、〈1〉外国子会社の株式等の保有を主たる事業とする一定の要件を満たす外国関係会社、または、〈2〉特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする一定の要件を満たす外国関係会社をペーパーカンパニーから除外できる特例である。

・外国子会社株式の保有を主たる事業とする場合

まず、〈1〉外国子会社株式の保有を主たる事業とする場合についてであるが、以下の3つ

特集 I 新CFC税制 米国子会社に対する実務対応

の要件を充足する外国関係会社は除外特例の適用を受けることが認められている。本邦CFC税制では原則として持株割合25%以上の子会社から受領する剰余金の配当は合算課税の対象としないこととされており、そのような合算対象とならない剰余金の配当等が収入のほとんどである外国関係会社については租税回避リスクが低いと考えられるためペーパーカンパニーに該当しないこととされている。なお、本除外特例は後述する特定子会社株式保有や不動産保有子会社等と異なり、「管理支配会社」が関与しない点が特徴である。

(1) 「外国子会社」の株式の保有を主たる事業としていること（措法66の6②二イ(3)）。ここでいう「外国子会社」とは、当該外国関係会社とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等のうちに占める割合又は当該外国関係会社の有する議決権株式の数又は金額のその議決権株式の総数又は総額のうち占める割合が25%以上であり、かつ、その状態が当該外国関係会社が当該外国法人から受ける剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6か月以上継続している場合の当該外国法人をいう（措令39の14の3⑤）。

(2) 収入割合要件：当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める外国子会社から受ける剰余金の配当等の額および主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額の合計額の割合が95%を超えていること（措令39の14の3⑥一、措規22の11③）。

(3) 資産割合要件：当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める外国子会社の株式、未収金（(2)収入割合要件に規定する剰余金の配当等の額および預貯金の利子の額に係るもの

に限る）および現預金の帳簿価額の合計額の割合が95%を超えていること（措令39の14の3⑥二、措規22の11④）。なお、ここでいう現預金の帳簿価額は、外国子会社から剰余金の配当等の額を受けた日を含む事業年度について当該事業年度において受けた当該剰余金の配当等の額に相当する金額を限度とし、同日を含む事業年度以外の事業年度にあっては零とするとされていること留意する。

・特定子会社株式の保有を主たる事業とする場合等

次に、〈2〉特定子会社株式の保有を主たる事業とする場合についてであるが、以下の要件をすべて充足する外国関係会社は持株会社特例の適用を受けることが認められている。これはその持株会社が現地の経済活動実体もある会社と一体となって活動し、その経済活動実体のある会社の事業にとって必要不可欠な機能を果たすものと認められ、保有する資産や生ずる所得の状況から租税回避リスクが限定的であるものについてはペーパーカンパニーに該当しないこととしたものである。

(1) 「特定子会社」の株式等の保有を主たる事業としていること（措法66の6②二イ(4)）。ここでいう「特定子会社」とは、租税特別措置法第66条の6第1項各号に掲げる内国法人（外国関係会社の発行済株式総数や議決権等の10%以上を保有するあるいは外国関係会社との間に実質支配関係がある内国法人等）に係る他の外国関係会社（後述する管理支配会社とその本店所在地国を同じくするものに限る）で部分対象外国関係会社に該当する外国関係会社をいう（措令39の14の3⑦）。

(2) 被管理支配要件：その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社によって行われていること（措令39の14の3⑧一），および、その

特集 I 新CFC税制 米国子会社に対する実務対応

事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地国において管理支配会社の役員又は使用人によって行われていること（措令39の14の3⑧三）。ここでいう「その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社によって行われていること」とは、管理支配会社が特定子会社の株式等の保有等を主たる事業とする外国関係会社の事業計画の策定等を行い、その事業計画に従い裁量をもって事業を執行することをいうものとされている（措通66の6-9の2）。

- (3) 不可欠機能要件：当該管理支配会社がその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること（措令39の14の3⑧二）。
- (4) 所在地国要件：その本店所在地国を管理支配会社の本店所在地国と同じくすること（措令39の14の3⑧四）。
- (5) 課税要件：その本店所在地国の法令においてその外国関係会社の所得に対して法人税が課されていること、または、その本店所在地国の法令においてその外国関係会社の所得がその株主等の所得として取り扱われる場合には当該株主等である者の所得として取り扱われる所得に対して外国法人税を課されるものとされていること（措令39の14の3⑧五）。
- (6) 収入割合要件：当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める特定子会社から受ける剰余金の配当等の額、特定子会社の株式等の譲渡に係る対価の額、および主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額の合計額の割合が95%を超えていること（措令39の14の3⑧六、措規22の11⑦）。
- (7) 資産割合要件：当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める特定子会社の株式、未収金（(6)収入割合要件に規定する剰余金の配

当等、特定子会社の株式等の譲渡に係る対価の額および預貯金の利子に係るものに限る）および現預金の帳簿価額の合計額の割合が95%を超えていること（措令39の14の3⑧七、措規22の11⑧）。なお、ここでも、現預金の帳簿価額は、特定子会社から剰余金の配当等の額および特定子会社の株式等の譲渡に係る対価の額を受けた日を含む事業年度については当該事業年度において受けた当該剰余金の配当等の額および特定子会社の株式等の譲渡に係る対価の額の合計額に相当する金額を限度とし、同日を含む事業年度以外の事業年度にあっては零とするとされているため留意が必要である。

特定子会社の場合と同様に、被管理支配会社の株式等の保有を主たる事業としている外国関係会社についても、上記(2)から(7)までの要件とほぼ同一の要件を満たすものについてはやはり特定外国関係会社（ペーパーカンパニー）に該当しないこととされている（措令39の14の3⑧、措規22の11⑤）。ここでいう「被管理支配会社」とは、特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で上記(2)から(7)までの要件をすべて満たす外国関係会社をいう（措規22の11⑤）。現地の経済活動実体もある会社と一体となって活動し、その経済活動実体のある会社の事業にとって必要不可欠な機能を果たすものと認められる複数の持株会社が資本関係の中で連鎖している場合においてもそれらが上記で述べた一定の要件を満たす限りにおいてはいずれもペーパーカンパニーから除外できるよう手当てがなされている。

・「管理支配会社」について

上記(2)で「管理支配会社」という概念が新たに登場するが、本除外特例の適用を受けるうえで重要な概念である。ここでいう「管理支配会

特集 I 新CFC税制 米国子会社に対する実務対応

社」とは、当該内国法人に係る他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地国において、その役員又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している外国関係会社をいう（措法66の6②二イ(4)）。部分対象外国関係会社とは、いわゆる経済活動基準を満たす外国関係会社のことを指すが、当該持株会社はそのような部分対象外国関係会社によって管理支配運営がなされていなければならぬとされている。ここにいう「事業の管理、支配等」とは、管理支配会社が、当該外国関係会社の事業計画の策定等を行い、その事業計画に従い裁量をもって事業を執行することを指し、当該管理支配会社と当該外国関係会社との間に直接に株式等を保有する関係がない場合（例えば、当該管理支配会社と当該外国関係会社が内国法人によって保有される関係にある場合等）であっても、これに該当する場合があることが明らかにされている（措通66の6-9の2）。

・「事業の遂行上欠くことのできない機能」について

また、管理支配会社が同一国において行う事業の遂行上欠くことのできない機能を当該持株会社が果たすことが求められている。ここでいう「事業の遂行上欠くことのできない機能」とは、当該外国関係会社が存在しないとしたならば、管理支配会社の行う事業の継続に支障をきたすこととなり、かつ、当該事業の継続のために代替する機能が必要となるような機能であるとされている（措通66の6-9の3）。改正の経緯を踏まえると、例えば、資金調達、倒産隔離、共同事業など米国で持株会社が活用される際に期待される機能や役割が想定されたところではあるものの、法令上の「事業の遂行上欠くことのできない機能」という文言はそうした機

能を表すには若干語感が強すぎるように感じており、具体的な例示が示されることを期待していたところである。この点、今般発遣された改訂Q&A（Q 8 の 4）において、以下のような機能が例示列挙されており、米国における事業実態を踏まえた解釈が示されている。また、以下の機能は単独ではなく複合的に機能することも想定されているとし、さらには、これら以外にも事業継続の支障の有無および果たす機能の代替性の観点から「事業の遂行上欠くことのできない機能」に該当するものについては本要件を満たすことができると示されている。

- (1) 事業に係る資金調達のために他の事業のリスク等から隔離する機能
- (2) 現地企業等との共同事業を円滑にする機能
- (3) 事業に係る資産の管理・売却等を容易にする機能
- (4) 事業に係る訴訟リスク等を遮断等する機能

・収入割合要件における株式譲渡益の取扱いについて

最後、本除外特例が適用される場面においては、当該持株会社に株式譲渡益が生じることも想定されており、その表れとして収入割合要件に株式譲渡に係る対価の額を収入割合計算上分子に含むこととしている。その結果、たとえ持株会社に株式譲渡益が生じていたとしても、上記の要件を満たす限りにおいては、当該持株会社はペーパーカンパニーから除外されることとなり、結果として株式譲渡益を含むすべての所得について本邦CFC税制の合算対象とならないこととなる点に留意する。

2.3 不動産保有会社に係る除外特例

次の除外特例は一定の要件を満たす不動産保有会社の場合である。具体的には、特定不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で、以

特集 I 新CFC税制 米国子会社に対する実務対応

下の要件をすべて充足する外国関係会社については不動産保有会社の除外特例の適用を受けることができる。これはその不動産保有会社が現地の経済活動実体のある会社と一体となって活動し、その経済活動実体のある会社の事業にとって必要不可欠な機能を果たすものと認められ、その不動産から生ずる譲渡益や賃貸料等がその収益のほとんどを占めるなど租税回避リスクが限定的であるものについてはペーパーカンパニーに該当しないこととしたものである。

- (1) 特定不動産の保有を主たる事業としていること（措法66の6②二イ(5), 措令39の14の3⑨一, 二）。ここでいう「特定不動産」とは、その本店所在地国にある不動産でその外国関係会社に係る管理支配会社の事業の遂行上欠くことのできないものをいうとされている。
- (2) 被管理支配要件：その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社によって行われていること（措令39の14の3⑨一〇, ⑧一），および、その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地国において管理支配会社の役員又は使用人によって行われていること（措令39の14の3⑨一〇, ⑧三）。ここでいう「その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社によって行われていること」の意義は持株会社の場合と同様である（措通66の6-9の2）。
- (3) 不可欠機能要件：当該管理支配会社がその本店所在地国で行う事業（その本店所在地国において行う不動産業に限る）の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること（措令39の14の3⑨一イ）。
- (4) 所在地国要件：その本店所在地国を管理支配会社の本店所在地国と同じくすること（措令39の14の3⑨一〇, ⑧四）。
- (5) 課税要件：その本店所在地国の法令においてその外国関係会社の所得に対して法人税が課されていること、または、その本店所在地

国の法令においてその外国関係会社の所得がその株主等の所得として取り扱われる場合には当該株主等である者の所得として取り扱われる所得に対して外国法人税を課されるものとされていること（措令39の14の3⑨一〇, ⑧五）。

- (6) 収入割合要件：当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める特定不動産の譲渡に係る対価の額、特定不動産の貸付けによる対価の額、および主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額の合計額の割合が95%を超えていること（措令39の14の3⑨一ハ, 措規22の11⑪）。
- (7) 資産割合要件：当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める特定不動産、特定不動産に係る未収金、前払費用その他これらに類する資産および主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる現預金の帳簿価額の合計額の割合が95%を超えていること（措令39の14の3⑨一ニ, 措規22の11⑫）。

また、不動産保有会社の場合にも、先ほど述べた内容と同様の趣旨から、被管理支配会社の株式等の保有を主たる事業としている外国関係会社について、上記(2)から(7)までの要件とほぼ同一の要件を満たすものについてはやはりペーパーカンパニーに該当しないこととされている（措規22の11⑨）。ここでいう「被管理支配会社」とは、特定不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で上記(2)から(7)までの要件をすべて満たす外国関係会社をいう（措規22の11⑨）。

これに加えて、管理支配会社が自ら使用する不動産を保有する外国関係会社についても一定の要件を満たすものについてはやはりペーパーカンパニーに該当しないこととされている（措令39の14の3⑨二, ⑧一～五, 措規22の11⑬）。

特集 I 新CFC税制 米国子会社に対する実務対応

⑯)。具体的には、基本的には上記と同様の要件を満たすことが必要となるが、上記⑬不可欠機能要件については、管理支配会社が行う事業は「不動産業」に限定されることはなく、製造業であろうが、卸売業であろうが、何業であっても構わないこととされている。

2.4 資源開発プロジェクト会社特例

最後に、資源開発プロジェクト会社に係る特例であるが、本店所在地国における石油その他の天然資源の探鉱、開発もしくは採取または社会資本の整備に関する事業（以下、「資源開発等プロジェクト」）の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、以下の要件をすべて充足する外国関係会社については除外特例の適用を受けることができる。これは現地の資源開発プロジェクトに能動的に関与する経済活動実体のある会社と一体となって活動し、その経済活動実体のある会社の事業にとって必要不可欠な機能を果たすものと認められ、その収入のほとんどが同一国内の資源開発プロジェクトから生じる収益であるなど租税回避リスクが限定的であるものに限りペーパーカンパニーに該当しないこととしたものである。

(1) 主たる事業が次のいずれかに該当すること
a. 特定子会社、すなわち、当該外国関係会社とその本店所在地国を同じくする外国法人で、①管理支配会社等の行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしており、かつ、②当該外国関係会社の当該事業年度の開始の時または終了の時において発行済株式総数または議決権株式数の10%以上を有するもの保有（措法66の⑥②二イ(5)、措令39の14の③⑨三イ(1)）。

b. 当該外国関係会社に係る関連者以外の者からの資源開発等プロジェクトの遂行のた

めの資金の調達および特定子会社に対して行う当該資金の提供（措令39の14の③⑨三イ(2)）

c. その本店所在地国にある不動産で、資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしているものの保有（措令39の14の③⑨三イ(3)）

(2) 被管理支配要件：その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社等によって行われていること（措令39の14の③⑨三ロ）、および、その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地国において管理支配会社等の役員又は使用人によって行われていること（措令39の14の③⑨三ニ）。ここでいう「その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社等によって行われていること」の意義は持株会社の場合と同様である（措通66の6-9の2）。

(3) 不可欠機能要件：管理支配会社等が行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしていること（措令39の14の③⑨三ハ）。

(4) 所在地国要件：その本店所在地国を管理支配会社等の本店所在地国と同じくすること（措令39の14の③⑨三ホ）。

(5) 課税要件：その本店所在地国の法令においてその外国関係会社の所得に対して法人税が課されていること、または、その本店所在地国の法令においてその外国関係会社の所得がその株主等の所得として取り扱われる場合には当該株主等である者の所得として取り扱われる所得に対して外国法人税を課されるものとされていること（措令39の14の③⑨三ヘ、⑧五）。

(6) 収入割合要件：当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める特定子会社から受ける剰余金の配当等の額、特定子会社の株式等の譲渡に係る対価の額、特定子会社に対する貸

特集 I 新CFC税制 米国子会社に対する実務対応

付金に係る利子の額（資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできないものに限る）、特定不動産の譲渡に係る対価の額、特定不動産の貸付けによる対価の額および資源開発等プロジェクトに係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額の合計額の割合が95%を超えていること（措令39の14の3⑨三ト、措規22の11⑯）。

(7) 資産割合要件：当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める特定子会社の株式、特定子会社に対する貸付金、特定不動産、未収金（(6)で規定する収入金額に係るものに限る）、未収金、前払費用その他これらに類する資産（特定不動産に係るものに限る）および資源開発等プロジェクトに係る業務の通常の過程において生ずる現預金の帳簿価額の合計額の割合が95%を超えていること（措令39の14の3⑨三チ、措規22の11⑯）。

なお、資源開発プロジェクト会社の場合にも、先ほど述べた内容と同様の趣旨から、被管理支配会社の株式等の保有を主たる事業としている外国関係会社について、上記(2)から(7)までの要件とほぼ同一の要件を満たすものについてはやはりペーパーカンパニーに該当しないこととされている（措規22の11⑯）。ここでいう「被管理支配会社」とは、特定不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で上記(2)から(7)までの要件をすべて満たす外国関係会社をいう（措規22の11⑯）。

上記(1)でいう「管理支配会社等」とは、他の除外特例と異なり、当該内国法人に係る他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社に該当するもので、その役員又は使用人がその本店所在地国において石油その他の天然資源の探鉱、開発もしくは採取の事業またはその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業を的確に遂行

するため通常必要と認められる業務の全てに従事している外国関係会社に加えて、当該内国法人に係る他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社に該当するものの役員または使用人とその本店所在地国を同じくする他の外国法人の役員または使用人がその本店所在地国において共同で資源開発等プロジェクトを的確に遂行するため通常必要と認められる業務の全てに従事している場合の当該他の外国法人も含むものとされている。資源開発等プロジェクトは通常大規模なものが多く現地企業と共同事業により遂行することは珍しくないため、その事業の遂行に係る実態を考慮し他の除外特例よりも管理支配会社の範囲を広げている。

また、資源開発等プロジェクトの定義にある「社会資本の整備に関する事業」とは、概ね、道路、港湾、鉄道、通信、電力、水道、都市開発などの社会的共通資本の整備に関する事業が想定されている（財務省「令和元年度税制改正の解説」624頁）。

2.5 米国子会社への除外特例の適用にあたり留意すべき事項

2.5.1 持株会社に係る実体基準の充足可能性について

上述した通り、米国においては倒産隔離やファイナンス目的等のために多数の持株会社を介在させた資本ストラクチャーで事業を運営しているケースは珍しくない。こうした中で、実務上よく問題となるのは、株式保有を主たる事業とする外国関係会社は株式を保有するのみであるからいわゆる実体基準を満たすことはないと考えるべきなのか、それとも一定の状況であればたとえ株式保有業を主たる事業とする外国関係会社であっても実体基準を満たしうると考えてよいのかということである。

実体基準とは、その主たる事業を行うに必要

特集 I 新CFC税制 米国子会社に対する実務対応

と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有しているかどうかを判定する必要があるが、ここでいう「固定施設」とは単なる物的設備ではなく、そこで「人」が活動することを前提とした概念であるため事業活動を伴った物的設備である必要がある（改訂Q&A前文）。また、その固定施設は主たる事業を行うに必要と認められるものでなければならない。

この点、株式保有を主たる事業とする外国関係会社が単純に株式を保有しており受動的に配当等を受領するのみであれば実体基準を充足することは難しいといえる。なぜなら単純に株式を保有し配当を受領するのみであれば、その株式保有は「人」の活動を要しないものと考えられるためである。一方、単なる株式の保有にとどまらず、例えば、単なる投資先の株主としてのスチュワードシップ活動だけでなく投資先会社の事業計画の策定に関与し、その事業計画の進捗や業績等をモニタリングしながら必要に応じて投資先会社の経営陣あるいは他の株主との対話を通じてその投資の経済性を最大化できるよう自然のべき措置を講ずるなど能動的な投資管理活動を実施している場合には、その業務の実施には当然に「人」の活動を要し、その業務に要する固定施設を要することとなることから、実体基準を満たし得ると考えて差し支えないものと思われる。

2.5.2 LPS持分を保有する場合の実体基準の充足可能性について

持株会社がLimited Partnership (LPS) の持分のみを保有している場合に当該持株会社が実体基準を充足できるかどうかを判定するうえでそのLPS持分をどのように取り扱えばよいか問題となる。例えば、米国の発電事業等の場合、LPSレベルで発電事業に係る固定施設を保有しているケースがよくみられるが、そのLPSに投資するにあたり倒産隔離等の目的か

らブロッカーとしての持株会社にそのLPS持分を保有させるケースがある。このような場合にLPSが保有する発電事業に係る固定施設をその持株会社の固定施設として取り扱って問題ないかということである。

この点、まずLPSが本邦税制上「組合」として取り扱われるかどうかを検討しなければならない。ご案内のとおり、2015年7月17日の最高裁判決で、米国デラウェア州法上のLPSについては本邦税制上「法人」と判断されているところである。一方、2017年2月9日に国税庁ホームページに掲載された「The tax treatment under Japanese law of items of income derived through a U.S. Limited Partnership by Japanese resident partners」という英文文書によれば、日米租税条約の適用にあたっては、実務上米国LPSを「組合」として取り扱うことを否定しない旨示されており、少なくとも執行においては米国LPSを最高裁判決が出る前と同様に引き続き「組合」としての取り扱いを容認しているように見受けられるところである。このような状況を踏まえると、実務上の対応としては、当該持株会社がLPSで営む事業を自らが行いその事業に必要な固定施設を保有しているとみなしても経済実態と乖離しない状況にある場合には、本邦CFC税制に係る実務上も「組合」として取り扱っても容認されるのではないかと考えられるところである。本邦CFC税制上適用対象金額の計算にあたって25%以上保有する子会社からの剰余金の配当等については全額控除できることとされており実質的に課税されないように手当がなされていることを踏まえると、例えば、当該持株会社が25%以上のLPS持分を保有する場合にはそのLPSは保有する固定施設を当該持株会社が保有しているものとして実体基準を判定しても実務上問題ないのではないかと考えられる。一方、LPSに対する持

特集 I 新CFC税制 米国子会社に対する実務対応

分比率が極端に低い場合には、LPSが本邦税制上「組合」であるとすれば持分比率の多寡にかかわらずその持分比率に応じてLPSが保有する固定施設を有しているという見方もできるものの、そのような場合にはその持株会社は単純に株式を保有しているのと経済実態は変わらないのではないか、言い換えれば、LPSで営む事業を自らが行っておりその事業に必要な固定施設を保有しているのと同様であるというには難しいケースもあるものと思われる。持分比率の多寡だけで単純に決められるものでもなく、実際の判断にあたっては個々の状況を総合的に判断することになるだろう。

なお、最高裁の判例はあくまでもデラウェア州のLPSに対する司法判断であるため、厳密にいえば、他の州の法律に基づくLPSが本邦税制上「組合」に該当するのかそれとも「法人」に該当するのかは個別に検討しなければならないことに留意が必要である。

2.5.3 資源開発等プロジェクトの範囲について

資源開発等プロジェクトの定義にある「社会資本の整備に関する事業」とは、概ね、道路、港湾、鉄道、通信、電力、水道、都市開発などの社会的共通資本の整備に関する事業が示されている。実務上どのようなものがこれに該当するか判断が難しいケースもある。例えば、都市開発が例示されていることから、居住施設と商業施設が併存する賃貸マンションはここでいう「社会的共通資本」に該当すると考えられるのかどうか疑問となる。この点、例えば、ある居住用のマンションの1階にコンビニエンスストアやスーパーが併設されているのみではここでいう「社会的共通資本」というのは難しいだろう。個々の状況に応じて判断されるべき問題であるものの、「社会的共通資本」という以上は、そのマンションに居住する住民が主に利用する

施設では不十分と言わざるを得ない。大規模なショッピングモールなど「都市開発」というにふさわしい規模の施設が併設されており、そのマンションの居住者だけでなく、広く一般の公共の用に供されるものでなければならないものと考えられる。

2.5.4 資源開発等プロジェクトにおける被管理支配要件の適用について

被管理支配要件においては、当該外国関係会社の事業の管理、支配及び運営が管理支配会社によって行われていること、および、その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てがその本店所在地国において管理支配会社の役員又は使用人によって行われていることが求められているが、当該外国関係会社からの業務委託に基づき管理支配会社が業務に従事している場合であっても被管理支配要件を満たすと考えてよいのか問題となる。例えば、天然資源の開発のような資源開発等プロジェクトにおいて、資源の開発権益のみを保有する外国関係会社が管理支配会社にその事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてを委託している場合においても、当該管理支配会社が資源開発等プロジェクトを行っていると解して問題ないのか、すなわち業務委託契約に係る委託者はあくまでも資源開発権益を保有する当該外国関係会社であり、管理支配会社はあくまでも受託者として受託された業務を実施しているに過ぎず、管理支配会社がその事業を行っているとまではいえないのではないかという懸念がここにある。

この点、実務上、当該外国関係会社から業務委託を受けているといっても、実際には当該外国関係会社には委託者としての権限および責任を果たすために必要な人が存在せず、実質的には管理支配会社がまさにその事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべて

特集 I 新CFC税制 米国子会社に対する実務対応

を自らの判断で営んでいる場合もある。すなわち、形式上「受託者」の地位であっても事実上その資源開発等プロジェクトをまさに自ら行っていると考えるのが事業実態を適切に反映していると考えられる場合がある。また、現行の条文上、「その役員または使用人が……社会資本の整備に関する事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいい、……」となっていることから、かのような業務委託形式であっても事実として「必要と認められる業務の全て」に従事していれば問題ないものとも解されるところである。

2.5.5 収入がない場合の収入割合要件の計算について

収入割合要件において、当該事業年度における剩余金の配当等の額の収入金額の合計額に占める割合が95%以上であれば当該要件を満たすことができるが、その事業年度において収入がゼロの場合（したがって当然に外国子会社から受ける剩余金の配当等の額もない状況の場合）においても収入割合要件を満たすことができるのか問題となる。つまり、収入割合に係る分母も分子もゼロとなる場合に収入割合要件を満たすと考えてよいのかという問題である。

結論からすると、条文上は収入割合要件を満たせないと解さざるを得ない。その場合、のような外国関係会社はペーパーカンパニーから除外できないため、合算所得計算を実施し申告書に反映させる必要がある。ただ、このような会社の場合、収入金額がなくわずかな経費が生じているような状況であると考えられるため実質的に合算課税は生じないものと考えられる。本除外特例が設けられた趣旨を考えれば、このような収入金額がない外国関係会社についても除外して差し支えないものと考えられるため、今後の改正が待たれるところである。

2.5.6 資産割合要件の計算における連結親会社に対する租税債権の取り扱いについて

先述したとおり、事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める外国子会社の株式、未収金（剩余金の配当等および預貯金の利子に係るものに限る）および現預金の帳簿価額の合計額の割合が95%を超えていれば資産割合要件を充足することができるが、分子に含めることができる資産項目が非常に限定的であることに起因して実務上資産割合要件を満たせないケースが散見される。

例えば、米国で連結納税を採用している場合にはいわゆるTax Sharing Agreementを連結法人間で締結し、連結親法人と連結子法人間でそれぞれの租税債務に係る債権・債務を認識するのが一般的である。連結納税グループに所属する米国子会社がTax Sharing Agreementに基づき連結親法人に対する債権を有している場合、その債権は分子に含めることができないし、また、分母の総資産から除外することもできない。結果として、のような米国子会社は資産割合要件を充足することができない場合がある。これも資産割合要件の趣旨および米国において連結納税が一般的に採用されていることを踏まえれば、のような債権について分子に含めることを認めるか、あるいは、当該債権を分母から除外することを認めるか、何らかの手当てがあってもよいものと考えられるところである。今後の改正で一定の手当てがなされることを期待したい。

なお、次回第2回目では、通達および計算Q&Aで示された連結法人およびバスルー事業体の適用対象金額等の計算方法に係る留意点などについて解説する。